

岡垣町監査委員告示第2号

監査を行った結果に基づき、措置の内容について通知があったため、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年3月25日

岡垣町監査委員 宗岡 信之

岡垣町監査委員 太田 清人

行政監査の結果に基づく措置状況について

監査の種類 : 行政監査

定期監査実施日 : 令和3年11月5日～9日

監査指摘事項	措置状況
<p>(1) 企画政策室</p> <p>① 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償の見直しについて</p> <p>特別職のうち、議員、町長及び副町長、教育長の報酬に関しては、岡垣町特別職報酬等審議会規則により必要に応じて見直しが行われているが、非常勤の特別職については特段の規定等が見当たらない。</p> <p>他の特別職同様に適宜適切な見直しに努められたい。</p>	<p>非常勤特別職の報酬については、平成27年に岡垣町特別職報酬等審議会に参考意見を求めた経過があり、同審議会から「報酬、費用弁償の増額については当町の状況を勘案しつつ類似団体と均衡を保つこと」と意見をいただいています。</p> <p>今後も、県や近隣の状況等を見ながら、改定の必要性について検討します。</p>
<p>② マニュアルの運用について</p> <p>個別マニュアルの作成によりリスク管理は概ね行われているが、マニュアルは担当者レベルのものを使用している。事故等が発生したときの責任の所在を明確にするため、マニュアルを公的なものとし課内で共有するなどの、更なるリスク管理の徹底に努められたい。</p>	<p>リスク管理の観点から、大きな改正や万が一誤りが発生した場合の対応等については、マニュアルに確実に反映させる必要があります。事務処理に影響を与える制度改正等については、改正等に係る文書を課内で回議し共有していますが、マニュアルについても、今後その内容を更新する際には、担当者だけでなく、課内で確認し共有することとします。</p>
<p>(2) 地域づくり課</p> <p>① 災害発生時の迅速な対応について</p> <p>岡垣町地域防災計画書をはじめとする諸関連マニュアル等により、リスク管理は概ね行われているが、災害対応に係る資料は膨大で、災害発生時に読み込む時間はなく、実務的ではないと思慮される。ダイジェスト版を作成し、町民にも活用を呼びかけるなど工夫されたい。</p>	<p>職員のみならず住民が災害発生時に迅速な対応ができるように今後も取組みを進めていく必要があります。特に災害発生の際初期は最も混乱が予想されることから、実施すべき対応を職員間で共有するために、分かりやすく伝える必要があります。今後は災害発生の前兆段階から「いつ」、「誰が」、「何をするか」をあらかじめ時系列で整理したタイムラインを作成し、また、その取組みを住民に広げていくなど推進を図っていくこととします。</p>